

播磨町商工会
PayPay ポイントが最大 20%戻ってくるクーポンキャンペーン
クーポン加盟店募集のご案内

播磨町の消費拡大、地域活性化、小規模事業者への応援を目的として、PayPay 株式会社の協力により標記キャンペーン事業を企画しております。

つきましては事業実施につきキャンペーン加盟店を募集しますのでご希望される場合は実施要項をご確認のうえ、別添申込書に必要事項をご記入いただき播磨町商工会までご提出ください。

※現在も PayPay 株式会社と事業実施に向け調整中であり、以下内容から変更となる場合がありますことを予めご了承下さい。

実施要項

キャンペーン概要…PayPay ユーザーがキャンペーン期間中にアプリ内で掲載されるクーポンを事前に獲得し、加盟店舗において本キャンペーン対象決済方法によって決済した場合に、決済額の 20%のポイント（利用回数に制限はありませんが、1 ユーザーへのポイント付与上限は最大 1,000 ポイント）を後日付与する。

キャンペーン期間…令和 7 年 2 月 1 日（土）～2 月 28 日（金） 予定

利用者への付与ポイント…上限 700,000 円相当（調整中）

※上限に達し次第、キャンペーンは終了となります

加盟店資格…以下の要件が該当する事業者の方

- ・ PayPay での決済（ユーザースキャンに限る）が可能である東播磨地域の播磨町商工会員の方
- ・ 中小企業基本法が定義する常時使用する従業員が 5 名以下の小規模事業者の方で飲食業、理美容、リラクゼーション等のサービス業の方（播磨町商工会で個別に判断します）

募集店舗数…30 店舗（先着順）

※申込期日：10 月 18 日（金）期日厳守

※申込が 30 店舗に達し次第、受付を締め切ります

加盟店負担及び本キャンペーンによる利用料…無料

申込をされる際は以下事項に同意されたこととしますので十分にご理解下さい

1. 店舗の加盟には審査を行いますが一定の時間が必要でありクーポンの発行・掲載が即時でない場合があること。
2. 法令その他諸規則等に違反していないことを何ら保証しないこと。
3. 次のいずれかに該当する場合、ユーザーに対してポイントを付与しないまたは付与を取り消すことができること。
 - ・ 個別クーポンの利用対象となった対象店舗とユーザーとの契約の一部について取消し、無効または解除が行われた場合。
 - ・ ユーザーによる不正行為が行われた判断した場合。
 - ・ PayPay ポイントが付与される前にユーザーが付与対象の PayPay アカウントを停止または解除した場合。
 - ・ その他 PayPay クーポンの適用対象外または PayPay ポイントの付与対象外になる場合として PayPay が定める事由に該当する場合。
4. 本事業は実証実験の段階であり、加盟店舗はクーポン発行に必要な協力（事後アンケート等）を行うこと。
5. たばこ事業法等、対象店舗に対して適用される法令に基づき、加盟店舗の負担による商品等代金の値引きや商品等の購入者に対する経済的価値の提供等が禁止されている商品またはサービスを取り扱っている場合は加盟店において注意すること。

裏面に続きます

6. 本キャンペーンにおいて別途 PayPay クーポンを発行する場合には、発行しようとする PayPay クーポンの利用可能期間等について制限を受ける場合があること。

7. 本キャンペーンにおいて同時期に加盟店舗が別途 PayPay クーポンを発行している場合において、1 回の PayPay 決済で、本キャンペーンのクーポンおよび加盟店舗が別途発行する PayPay クーポンの適用条件等を同時に満たす場合でも、付与される PayPay ポイントの額が最大となるクーポンのみが自動的に適用され、複数のクーポンが重複適用されることはないこと。

8. 本キャンペーンの広告または宣伝を行う場合、対象店舗は、当該広告または宣伝において、法令および PayPay クーポン運用ガイドラインを遵守すること。

9. PayPay・播磨町商工会が必要な範囲において、無償で加盟店舗の商号、商標、商品・サービス名およびロゴマーク等を使用すること。

10. 万が一、自己の実施事項に関して問題が生じた場合、当該事項を実施する当事者が、自己の責任と費用で当該問題の処理解決にあたるとともに、相手方が損害を被ったときは、その損害を賠償すること。ただし、相手方の責めに帰すべき事由に起因する場合はこの限りではない。

11. ユーザーからクレーム、請求等を受けた場合、速やかに PayPay に通知するとともに、自己の責任と費用でこれに対応するものとする。

12. 次のいずれかに該当する場合には、予告なしに、本事業の全部または一部を停止することができるものとし、本事業の全部または一部を履行できなかつたとしても、履行できなかつた範囲で契約上の義務を免除され、当該不履行に起因して加盟店舗または第三者に発生した損害について一切の責任を負わないものとする。

- ・定期的または緊急に、本事業の保守または仕様の変更を行う場合。
- ・天災地変、疫病（新型コロナウイルス感染症等の感染症を含むがこれらに限られない）、戦争、内乱、暴動、騒擾、労働争議、停電、通信設備の事故、通信事業者の役務提供の停止または緊急メンテナンスの実施その他 PayPay または播磨町商工会もしくは加盟店舗の責めに帰することができない事由が発生し、または発生するおそれがあり、本事業実施が困難または不能となった場合。
- ・内外法令の制定・改廃、公権力による命令・処分・指導その他のやむを得ない事由により本事業の運営上一時的な停止が必要と判断した場合。
- ・本事業実施のためのシステムの不良、第三者からの不正アクセス、コンピューターウィルスの感染等により、本事業の実施が困難または不能であると判断した場合。
- ・法令等に基づく措置により、本事業の実施が困難または不能であると判断した場合。
- ・その他 PayPay・播磨町商工会がやむを得ないと判断した場合。

13. 加盟店舗とユーザーの間の対象商品・役務に関する売買契約や役務提供契約は、加盟店舗とユーザーとの間において直接締結されるものであり、商品等の提供に関しては、すべて加盟店舗と当該対象ユーザー間で決定されるものとし、当該対象ユーザーおよび関係するその他の第三者に対する一切の責任は加盟店舗が負うこと。

14. 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団およびこれらに準じるものをいう。以下同じ）であることまたは反社会的勢力と関与したことが判明した場合、何らの事前の通知、催告なしに、直ちに本事業から取り消すことができること。

15. 別途 PayPay クーポン、PayPay スタンプカードを発行されている場合（過去発行済、今後発行予定も含む）は諸条件により加盟できない場合があること。

16. 上記に定める他、PayPay クーポン運用ガイドライン、クーポン特約その他個別クーポンの発行に適用される規約・ガイドラインを遵守すること。

申込・問合せ先: 播磨町商工会（担当: 鷲尾）

TEL: 079-435-1630 FAX: 079-435-1634 E-mail: harima@harima-sci.or.jp HP: <http://harima-sci.or.jp/>